

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第34号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年秋田市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「（職務の級を第11条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）」を削る。

第19条の見出し中「号俸」の次に「に関する規定の適用除外」を加え、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

別表第11を次のように改める。

別表第11 経験年数換算表（第7条関係）

経歴		換算率
地方公務員、国家公務員、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	$\frac{100}{100}$
	その他の期間	$\frac{100}{100}$ 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		$\frac{100}{100}$ 以下

その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{25}{100}$ 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、 $\frac{50}{100}$ 以下）

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。